

3教高第669号  
令和3年7月28日

県南地区各県立学校長  
会津地区各県立学校長 様  
相双地区各県立学校長

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり県北地区及びいわき地区の各県立学校に通知しましたので、お知らせします。

ついては、各学校においても、参考にして感染拡大防止対策の徹底を図るとともに、生徒への指導をお願いします。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)  
(事務担当 特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)  
(事務担当 健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)



3 教高第 6 6 9 号  
令和 3 年 7 月 2 8 日

県北地区各県立学校長 様  
いわき地区各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり「福島市、いわき市における新型コロナウイルス感染症集中対策」をとることが示されました。

については、福島市内及びいわき市内の県立学校において下記のとおり対応するとともに、感染症対策を一層徹底するよう指導願います。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

記

1 対象期間 令和 3 年 7 月 3 1 日（土）から同年 8 月 2 2 日（日）まで

※終了期日が変更となる際は、改めて通知します。

2 対象期間における対応

(1) 感染リスクの高い学習活動\*（部活動を含む）については、停止すること。

\*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）（以下「衛生管理マニュアル」とする。）P54～59 参照

(2) 不要不急の外出及び感染拡大地域への往来を控えること。ただし、全国大会や進路に係る企業訪問及びオープンキャンパス等への参加について、やむを得ない事情により感染拡大地域へ往来する場合は、往来後 2 週間の健康観察を徹底すること。

(3) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底すること。

(4) 中学生対象の体験入学の実施については可能とするが、感染リスクの高い活動を除くなどの感染防止対策を徹底して実施すること。

(5) 部活動及び対外的な交流活動について

① 感染リスクの高い活動を除いて実施すること。

② 活動前後及び下校時等に会食することを控え、会話の際はマスクを着用すること。

③ 各種大会への参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止すること。

④ 外部団体と交流する場合は、感染症対策の徹底について協力を求めること。

(6) 学校内における感染症対策について

① 健康観察の徹底

・ 登校前の検温等や健康観察を徹底し、体調不良者には休養するよう指導すること。

・ 児童生徒等の同居家族に発熱等の症状が見られる場合は登校を控えさせるか、出席停止の措置をとること。

\*「衛生管理マニュアル」P27、50～51 参照

② 昼食時は、対面にしない、会話を控える、換気を強化する等を徹底すること。

③ 教室や職員室等の換気を、常時または定期的実施すること。

④ 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS 等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないことなど、差別偏見防止のための指導を徹底すること。

（事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769）

（ 特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779）

（ 健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777）

# 福島市、いわき市における新型コロナウイルス感染症集中対策

令和3年7月28日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

福島市及びいわき市においては、「人口10万人当たりの新規陽性者数(1週間)」の指標がステージ3を超えるなど、7月下旬から新規感染者が急増しています。

両市内で飲食店等での**クラスターの発生**や**デルタ株の主要変異である「L452R」が確認**されるなど、今後、更に**感染が拡大し、医療提供体制がひっ迫する状況が懸念**されるため、両市の市民の皆さま、事業者の皆さまへ、以下の御協力をお願いします。

福島市民、いわき市民の皆さまへのお願い

■期間 7月31日(土)～8月22日(日)

**不要不急の外出自粛**

福島市、いわき市の事業者の皆さまへのお願い

■期間 7月31日(土)午後8時～8月23日(月)午前5時

**午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛**  
(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)

- 対象 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた次の施設  
・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店
- 地域 福島市全域 及び いわき市全域
- 協力金 時短営業に御協力いただいた場合、**協力金**を支給  
(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))
- 問い合わせ窓口  
福島県協力金コールセンター  
電話：024-521-8575 (受付時間9時30分～17時30分)

その他の  
対応

## ○大学・専門学校

感染リスクの高い活動(例:感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など)を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。

## ○小・中・高等学校

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策の徹底をお願いします。

## ○医療機関、高齢者・障がい(児)者施設

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。